

履行能力確認調査・審査基準

建設工事執行規則（昭和39年宮城県規則第9号。以下「執行規則」という。）第12条の規定に基づく調査基準価格を下回る入札を行った者及び建設業法違反容疑等について県が調査中である者が落札候補者となった入札について行う必要な調査（以下「調査」という。）は、他に定めがあるほかこの基準によるものとする。

1 調査内容

- (1) 入札価格積算の根拠及び妥当性の適否に関する事項
 - イ 入札価格に係る工事費内訳書と仕様書の整合
 - ロ 入札価格に係る工事費内訳書の積算の適否
 - (イ) 違算の有無
 - (ロ) 安価な積算の根拠及び理由
 - ハ 利益見通し
- (2) 施工体制及び労務、資材等の調達等の適否に関する事項
 - イ 配置技術者の適否
 - ロ 下請・資材調達計画の適否
 - (イ) 下請内容・下請予定業者・落札候補者との関係及び下請負代金支払方法の予定
 - (ロ) 調達資材・調達予定業者・落札候補者との関係及び購入代金支払方法の予定
 - ハ 労務者の調達計画の適否
 - 予定労務単価の妥当性
 - ニ 本工事の施工に必要な主な機材調達等の適否
 - 調達（手持ち）機材の概要
- (3) 施工能力の適否に関する事項
 - イ 本件工事と同種工事の施工実績
 - ロ 県発注工事受注状況及び成績状況
 - ハ 現在の手持ち工事状況
 - ニ 技術者の保有状況及び配置状況
- (4) 落札候補者の経営状況に関する事項
 - イ 経営状況
 - ロ 信用状況
 - (イ) 建設業法違反及び指名停止の有無
 - (ロ) 賃金不払の状況
 - (ハ) 下請代金の支払遅延状況
- (5) 当落札候補者の建設業法違反容疑等に関する事項
- (6) その他の必要な事項

- (7) 入札後審査方式一般競争入札（ダイレクト型）実施要領（平成16年4月1日施行。以下「実施要領」という。）第8第2項に定める施工体制事前提出方式（オープンプック方式）（以下「オープンプック方式」という。）を適用した場合にあっては、別に定める履行能力の適否を判断するための数値的判断基準（以下「数値的判断基準」という。）に定める事項。

2 調査方法

(1) 工事担当課長等への調査依頼

入札執行者は、建設工事執行規則取扱要綱（平成15年4月1日施行。以下「取扱要綱」という。）第19第2項の規定に基づき入札を保留としたときは、速やかに取扱要綱第5第2項に定める工事担当課長等（以下「工事担当課長等」という。）にその旨を報告し、入札調書の写し及び入札参加者から提出された工事費内訳書を提供して調査の実施を依頼する。

(2) 第1項第7号により数値的判断基準に定める事項を調査する場合

イ 入札執行者は、取扱要綱第19第2項の規定に基づき入札を保留としたときは、入札参加者それぞれの入札が、「履行能力確認調査における数値的判断基準」（平成17年4月1日施行）で定める有効な入札であるかを審査し、その結果を工事担当課長等に報告する。

ロ 工事担当課長等は、第1号の依頼があった場合は、速やかに数値的判断基準により調査対象業者を調査し、その結果、落札不相当と判断したときは、入札執行者にその旨を報告する。この場合において、第1項第1号から第6号まで及び第2項第3号以降の調査は省略する。

ハ 入札執行者は、ロで落札不相当と判断された場合は、宮城県建設工事等電子入札システムにより、速やかに当該調査対象業者に通知する。ただし、書面による入札書を提出する入札においては、取扱要綱の様式第10号「履行能力確認調査結果通知書」により、速やかに当該調査対象業者に書面で通知する。

(3) 調査対象業者への指示

工事担当課長等は、取扱要綱第20第1項の調査を実施する場合又は前号ロの調査で調査対象業者を落札不相当と判断しなかった場合は、速やかに調査対象業者に連絡し、直接、次の事項を伝える。この場合において、前号ロの調査で調査対象業者を落札不相当と判断しなかったときは、原則として第1項第1号の調査を省略する。ただし、失格判断基準1を適用しなかった場合は、調査を省略しない。

また、同項第5号の調査については、調査対象業者が建設業法違反容疑等について県が調査中である者であった場合に行うものとする。

イ 調査の対象となっていること。

ロ 調査に応じる義務があること。

ハ 調査項目

ニ 提出しなければならない資料の項目及び提出期限（取扱要綱の様式第8号「履行能力確認調査回答書」（以下「調査回答書」という。）を作成するよう指示する。）

ホ 聴き取り調査を行うこと（聴き取り調査の日時を調整する。次号イただし書の規定により省略する場合を除く。）。

(4) 聴き取り調査

イ 工事担当課長等は，調査対象業者から提出された確認調査回答書を基に，当該業者から聴き取り調査を行う。この場合において，第2号ロの調査で調査対象業者を落札不相当と判断しなかったときは，当該調査を省略することができる。ただし，失格判断基準1を適用しなかった場合は，調査を省略しない。

ロ 入札執行者は，必要と認めたときは，前項の聴き取り調査に立ち会うものとする。

(5) 調査報告書の作成等

イ 工事担当課長等は，調査回答書及び前号の聴き取り調査を基に取扱要綱の様式第9号「履行能力確認調査票」（以下「確認調査票」という。）を作成する。

ロ 工事担当課長等は，確認調査票の経営内容及び信用状況の事項は事業管理課へ照会し，資料又は情報の提供を依頼する。

なお，信用状況の事項は，調査対象業者からの聴き取り調査も行う。

ハ 工事担当課長等は，調査対象業者が調査に応じないとき又は求めた資料を指定した期限までに提出しないとき（十分な資料を提出しないときも含む。）は，必ずこの旨を確認調査票に記載する。

3 判断指針

(1) 次の各号のいずれかに該当するときは，落札者とししない。

イ 調査対象業者が，調査に応じないとき又は調査において求めた資料を正当な理由がなく提出期限まで提出しないとき。

ロ 配置技術者が，入札公告及び設計図書等に示した条件を満たしていないとき。

ハ 調査対象業者が契約締結の意思がないことを確認したとき。

ニ 調査対象業者に建設業法違反容疑等があり，その容疑を認めたとき。

(2) 次の各号のいずれかに該当するときは，落札者とししないことができる。

イ 入札金額の積算において，県の示した仕様を満たしていないとき。

ロ 工事費内訳書の積算に大きな違算があり，入札金額での契約の履行が困難と判断されるとき。

ハ 明らかに採算割れの受注になっているとき。

ニ 施工体制の見通しがなく，契約の履行が困難と見込まれるとき。

ホ その他明らかに契約の履行が困難と見込まれるとき。

(3) 第2項第3号の規定により第1項第1号の調査を省略した場合を除き，別に定める履行能力確認調査マニュアルの適否判定の例示によるものとする。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年2月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。